| 常務理事 | 事務長 | 部長 | 課長 | 係長 | 係 | | | |
|------|-----|----|----|----|---|--|--|--|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

産前産後休業終了時報酬月額変更届 健康保険

| 令和 | ź | F | 月 | 日 | 提出 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---------------------------|------------------------|---|-------------------------------|-----------------------|-----|--------------------------|----------|-------|-----|---|----------------------|----------------------------|------|---------------|--------------|----|--------------|------------|-----|---|----------|
| 提出者記入欄 | 健康(| | | | | | | | | | | | | | | | / | | | を付印 |] | |
| | 事業所在地事業所 | | | _ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事業主 | | | | | | | | | | | | | 社会保障 | 贪 労務士記 | 已載欄 | 氏4 | 名等 | _ | | | |
| | 電話番号 | 클 | | (| | |) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申出者欄 | (健康作 ※必ず | 保険法 □に √ : | 施行: を付し | を終了し 規則第3 いてくだる 建康保険 | 8条 <i>の</i> い。 |)3) | | 額の改 | 定につい | て申 | 出しま | ब ै. | | | | | 令和 | П | 年 | F | ∄ | В |
| 欄 | 氏名 | | 電話 | | | | | | | | | | | | (| |) | | | | | |
| | (1) 被保険 | - → | [2] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 番 | 号 | 10 | | | | | 個人: | 個人番号 | | | | | | | | | | | | | |
| | 被保険者氏 名 | ^{フリガナ} (氏) | | | | | (名) ★保険者 ★ | | | | | 5.昭和 7.平成 9.令和 | 成 | | | | | —— | 前産後休業終了年月日 | | | |
| | ⑤ 子の 氏名 | _{フリガナ} (氏) | | | | | (名) | | | | ⑥ 子 生年 | | 9.令和 | 年 | 月 | | 日 | 9. 令 和 | | 年 | 月 | 日 |
| 被 | 8 | 支給月 | | 給与計: の基礎日 | 算 (プ 数 | 通貨 | | | ①現物 | | | | の合計 | | | 9 総 | 計 | | | | | |
| 被保険者欄 | 給 与 支給月 及 び | | 月 | | 日 | | | <u>円</u> | | | | 円 | | | <u>円</u> | 10 平均 | 額 | | | | | <u>円</u> |
| | 報酬月額 | | 月月月月 | | 日 | | | 円 | | | | 円円 | | | <u>円</u> 円 | ① 修 平均 | | | | | | 円 |
| | (12) 従前標準 報酬月額 | | | | 口 (13) 厚 (2) | 給 | | | 1.昇給 | ì | ④遊 及支払額 | n | | 遡及支持 | 公額 | ① 改 | | 9.令和 | | | | |
| | (16) 給 与 締切日 支払日 | 締切日 | | 支担 | 日 月 | B | 備考 | " . | ゴマス項目 | を〇つ | で囲んで | 2. | 月 さい。 短時間労 (特定適用® | | 3.パート | | | -の他(| |) | F | 月 |
| | (18) 月変該当 の確認 | | 前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて、育児休業等を開始していませんか。 する場合はチェックしてください。 開始していません 注:産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて 育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〇産 | 前産後休期 | 能終了時 | 報酬. | 月額変更 | 届とは | | | | | | | | | | | | | | | | | |

産前産後休業終了日に当該産前産後休業に係る子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、産前産後休業終了日の翌日が 属する月以後3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目の標準報酬月額から改定することができます。 ただし、産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。

この届書は、産前産後休業終了時に子を養育する被保険者の報酬に変動があった場合にご提出いただくものです。

産前産後休業終了時改定は、従前と終了後の標準報酬月額に1等級以上の差があり、「給与計算の基礎日数」が17日以上(「短時間労働者」の場合は11日、「パート」で3か月とも17日未満の場合は15日)ある月が1月以上ある場合に、標準報酬月額の改定を行います。通常の『被保険者報酬月額変更届』(随時改定)とは異なり、固定的賃金の変動がなくても改定は行われます。

記入方法 | 記入例を参考に次の事項に注意のうえご記入ください。

提出者記入欄

事業所記号は、下図を参考にご記入ください。

健康保険 事業所記号 162

申出者欄

月額変更に該当する被保険者の住所・氏名をご記入ください。この届出を行うに当たっては、被保険者の提出意思を確認 するため、必ず被保険者本人が□に**√**を付してください。

また、右上にこの届書を被保険者が事業主に提出する日付をご記入ください。

被保険者欄

① 被保険者番号 被保険者番号(被保険者証の番号)をご記入ください。

④ 被保険者 生年月日 年号は該当する番号を〇で囲んでください。生年月日は下図を参照しご記入ください。

 5.昭和 7.平成 8.令和
 6
 3
 0
 5
 0
 3

⑦ 産前産後休業 終了年月日 産前産後休業を終了した日付をご記入ください。

⑧ 給与支給月及び報酬月額

支給月:産前産後休業終了日の翌日の属する月から3か月をご記入ください。

給与計算の基礎日数:月給者は暦日数、日給者は出勤日数等、給与支払の対象となった日数をご記入ください。

(注意:基礎日数は給与支払日ではありません。)

⑦通貨:給料、手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額を記入してください。

⑦現物:報酬のうち、食事、住宅、被服、定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。

現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事、住宅については都道府県ごとに定められた

価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。

⑦合計:⑦通貨と①現物の合計額をご記入ください。

③ 総計 「給与計算の基礎日数」が17日以上の月(「短時間労働者」の場合は11日以上の月)の「⑧⑦合計」を総計した金額を

ご記入ください。

※「パート」の場合で3カ月の間に17日以上の月がない場合は、15日以上の月の「⑧ウ合計」を総計してください。

スパン [100/ga COD/Dの間に17日以上の方がない。gala、10日以上の方の「●②日前」を応用していたです。

⑩ 平均額 「⑨総計」で算出した金額を「給与計算の基礎日数」が17日以上の月数(「短時間労働者」の場合は11日以上の月数)で

※「パート」の場合で3カ月の間に17日以上の月がない場合は、15日以上の月数で除してください。

除して得た金額をご記入ください。算出した平均額は、1円未満を切捨てしてください。

① 修正平均額 昇給がさかのぼったため、対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額をご記入ください。

① 従前標準 報酬月額 現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。

③ 昇給降給 昇給又は降給のあった月の支払月を記入し、該当する昇給または降給の区分を○で囲んでください。

⑤ 改定年月 標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。産前産後休業終了日の翌日が属する月から4か月目となります。

⑥ 給与締切日給与締切日をご記入ください。給与締切日が月末の場合は、「末日」とご記入ください。支払日給与支払日は、当月か翌月のどちらか該当するものを○で囲み、支払日をご記入ください。

① 備 考 「1.二以上勤務被保険者」に該当する場合は、〇で囲んでください。

「2.短時間労働者」「3.パート」に該当している場合は、〇で囲んでください。

(18) 月変該当の 産前産後休業を終了した翌日に引き続いて、育児休業等を開始していないことをご確認ください。 確認 引き続き育児休業等を開始している場合、保険料免除が適用されるため、月額変更には該当しません。

お知らせ・

- ・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国または地方公共団体等に属する事業所及び特定適用事業所に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- ・「パート」とは、1週間の所定労働時間及び1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の短時間就労者をいいます。